ロ　次項の基準に適合すること。この場合において、走行中の自動車の制動に著しい支障を及ぼす車輪の回転運動の停止を有効に防止することができる装置（別添12「乗用車の制動装置の技術基準」別紙４に定める基準に適合するものに限る。）を備えることとし、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」3.2.26.中、「自動車は、別紙８Ｂ．の技術的な要件を満たすブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備えなければならない。」とあるのは「ブレーキアシストシステム（ＢＡＳ）を備える場合にあっては、別紙８Ｂ.の技術的な要件を満たすものでなければならない。」と、読み替えるものとする。

第九十二条第二項各号列記以外の部分中「及び次に掲げる基準」を「に適合する独立に作用する２系統以上の」に、「ただし」を「この場合において」に、「ものとする」を「ものとするとともに、次に掲げる制動装置であってその機能を損なう損傷等のないものは、別添12「乗用車の制動装置の技術基準」に定める基準に適合するものとする」に改め、同項第１号及び第二号を次のように改める。

一　指定自動車等に備えられているものと同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置

二　法第75条の２第１項の規定に基づき制動装置について型式の指定を受けた自動車に備える制動装置と同一の構造を有し、かつ、同一の位置に備えられた制動装置又はこれに準ずる性能を有する制動装置

第九十二条第二項第二号から第七号までを削り、同条第五項中「制動装置を備えなければならない。ただし、第１号、第３号、第５号、第８号及び第10号の規定は最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km／ｈ以下の自動車については適用しない。」を「独立に作用する２系統以上の制動装置を備えなければならない。ただし、最高速度35km／ｈ未満の大型特殊自動車、農耕作業用小型特殊自動車及び最高速度25km／ｈ未満の自動車にあってはこれを１系統とすることができ、かつ、第３号、第５号、第９号及び第11号の基準に適合することを要しない。」に改め、同項第１号及び第二号を次のように改める。

一　制動装置は、堅ろうで運行に十分耐え、かつ、振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられているものであり、次に掲げるものでないこと。

イ　ブレーキ系統の配管又はブレーキ・ケーブル(配管又はブレーキ・ケーブルを保護するため、配管又はブレーキ・ケーブルに保護部材を巻きつける等の対策を施してある場合の保護部材は除く。)であって、ドラッグ・リンク、推進軸、排気管、タイヤ等と接触しているもの又は走行中に接触した痕跡があるもの

ロ　ブレーキ系統の配管又は接手部から、液漏れ若しくは空気漏れがあるもの又は他の部分との接触により液漏れ若しくは空気漏れが生じるおそれがあるもの

ハ　ブレーキ・ロッド又はブレーキ・ケーブルの連結部に緩みがあるもの

ニ　ブレーキ・ホースが著しくねじれて取り付けられているもの

ホ　ブレーキ・ペダルに遊びがないもの又は床面とのすきまがないもの

ヘ　ブレーキ・レバーに遊びがないもの又は引き代のないもの

ト　ブレーキ・レバーのラチェットが確実に作動しないもの

チ　イからトに掲げるもののほか、堅ろうでないもの又は振動、衝撃、接触等により損傷を生じないように取り付けられていないもの

二　制動装置は、かじ取り性能を損なわないで作用する構造及び性能を有すること。

第九十二条第五項第二号中「第２項第４号後段の規定を準用する」を「ブレーキ・ディスク、ブレーキ・ドラム等の制動力作用面が、ボルト、軸、歯車等の強固な部品により車輪と結合されている構造は、「車輪を制動する」とされるものとする」に改め、同項第五号中「（２以上の車輪への共用部分を除く。）」及び「（主制動装置が故障したときに走行中の自動車の２以上の車輪を制動することができる制動装置をいう。）」を削り、同項第十号中「できる装置」の下に「（当該装置が正常に作動しないおそれが生じたときにその旨を運転者席の運転者に警報する装置を備えたものに限る。）」を加え、「この場合において、第２項第12号の規定を準用する。」を削り、同号を同項第十一号とし、同項第九号を第十号とし、同項第八号中「（ブレーキ配管のうち１車輪のみへの制動用オイルの通路となる部分をいい、２以上の車輪への共用部分を除く。）」を削り、同号を同項第九号とし、同項第七号の次に次の一号を加える。

八　主制動装置の制動液は、配管を腐食し、原動機等の熱の影響を受けることによって気泡を生ずる等により当該主制動装置の機能を損なわないものであること。

第九十二条第六項を次のように改める。

6　被牽引自動車には、次に掲げる基準に適合する２系統以上の制動装置を備えなければならない。

一　次号に掲げるもの以外の被牽引自動車にあっては、協定規則第13号の技術的な要件（同規則第11改訂版補足第９改訂版の規則5.及び6.（連結状態における制動性能に係る部分を除く。）に限る。）に適合すること。この場合において、第２項第１号後段の規定を準用する。

二　最高速度25km／ｈ以下の牽引自動車により牽引される被牽引自動車にあっては、次に掲げる基準に適合すること。ただし、被牽引自動車とこれを牽引する牽引自動車とが接近することにより作用する構造の主制動装置を備える場合にあっては、次のハからホまでの基準は適用しない。

イ　制動装置は、前項第１号及び第８号の基準に適合すること。

ロ　主制動装置は、すべての車輪を制動すること。この場合において、第５項第３号後段の規定を準用する。

ハ　主制動装置は、繰り返して制動を行った後においても、その制動効果に著しい支障を容易に生じないものであること。

ニ　主制動装置は、牽引自動車の主制動装置と連動して作用する構造であること。

ホ　主制動装置は、乾燥した平たんな舗装路面で、被牽引自動車のみの主制動装置を作動させることにより、セミトレーラにあっては⑴、それ以外の被牽引自動車にあっては⑵の計算式に適合する制動能力を有すること。この場合において、被牽引自動車を牽引する牽引自動車の原動機と走行装置の接続は断つこととする。

⑴　$S \leqq 0.15V + 0.0086V^2$

⑵　$S \leqq 0.15V + 0.0077V^2$

S：被牽引自動車単体の停止距離（単位　m）

V：制動初速度（被牽引自動車を牽引する牽引自動車の最高速度とする。ただし、最高速度が60km／ｈを超える牽引自動車に牽引される被牽引自動車にあっては、60とする。）（単位　km／ｈ）

ヘ　被牽引自動車の制動装置のうち主制動装置を除く制動装置（主制動装置を除く制動装置を２系統以上備える場合にはうち１系統）は、乾燥した50分の９こう配の舗装路面で、積車状態の自動車を機械的作用により停止状態に保持できる性能を有すること。この場合において、運転者の操作力は、600N以下とする。

第九十二条中第七項を削り、第八項を第七項とし、第九項を第八項とし、同条の次に次の一条を加える。

第93条の２　走行中の牽引自動車及び被牽引自動車の減速及び停止等に係る牽引自動車の制動性能に関し、保安基準第12条第２項の告示で定める基準は、次項及び第３項に掲げる基準とする。この場合において、次項及び第３項の自動車以外のものにあっては、保安基準第12条第２項の告示で定める基準に適合するものとする。